

令和 6 年第 1 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和 6 年 1 月 31 日（水）午後 16 時 00 分

2 場 所 多治見市役所本庁舎 4 階会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第1号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	3件
議第2号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について	1件
議第3号	非農地判断について	1 件
議第4号	土地現況確認申請について	1件
報第1号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について	2件
報第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	7件

4 本日の議長 加納 洋一

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	坂崎 寛治	
2	日比野 敏夫	辞任
3	玉木 芳幸	
4	富田 良一	
5	江崎 勇	
6	東 一二三	
7	若尾 茂	
8	市原 勝美	
9	伊藤 忠義	辞任
10	梶田 達行	
11	右高 一朋	
12	若尾 武彦	
13	山内 晃三	
14	長江 弓子	
15	水口 博文	
16	加納 洋一	
17	鈴木 隆	

1 1 番 現場は森の様な感じになっており、車で入ることはできない。譲受人は農機具を何も無いのが難点だが、家は近くだし、周辺が農業を行っているので、習ってやってもらえば問題は無いと思う。

6 番 進入路がないので危なくはないだろうか。

1 1 番 丸太で組んだ階段があり、一部はレジャー農園の様になっているし、農地まで行けない事はない。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、議第 1 号の事案 1 について採決を行う。議第 1 号の事案 1 を承認することについて、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 1 号の事案 1 は承認することに決定する。

議長 続けて議第 1 号の事案 2 について、地元委員から意見があれば発言願う。

3 番 譲渡人の■さんは、譲受人の弟さんにあたる。推測するに遺産分割で■さんが所有者となっていたが、■■さんがずっと耕作を行っていた。なぜ今更とは思うが、既に■■さんによって整地もされており問題は何もない。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、議第 1 号の事案 2 について採決を行う。議第 1 号の 2 を承認することについて、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 1 号の事案 2 は承認することに決定する。

10番 譲渡人の■■■さんが長女で、■■■さんが二女、■■■さんが三女という関係。■■■番の土地は畑となっており、■■■さんが夫婦で耕作をおこなっている。■■■番■■の土地については、ここは以前に家があったところで、ここを農地に変えて畑としてやっていこうというのは、難しいのではないかと感じる。

(発言なし)

(全員挙手)

事務局　申請番号 1　賃貸借権、貸借人、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
■■■。賃貸人、■■■市■■■■■■■■■■丁目■■■、■■■■■■■■■■
(株)。土地は■■町■■■■■■■■■■、登記簿地目は田、現況は雑種
地、876 m²。

議長　ここは私の管轄であるので、私から説明を行う。ここは市街化調整区域であるが、埋め立てを行っていた。以前、栗を植えるような話が出ていたが、交通の便と費用の安さもあり、送電線業者である■■■■(株)が資材置場として申請を行う事となった。大きい会社であるし、柵も設置するとの事。問題になるとは無いと考える。他に発言はないか。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、議第 2 号について採決を行う。議第 2 号を承認することについて、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 2 号は承認することに決定する。

議長 次に議第 3 号「非農地判断について」を上程する。議第 3 号について事務局より説明願う。

事務局 所在地は、■■■■■■丁目■■■■、登記簿地目は田、現況地目は畑。面積 244 m²。申請人、■■■■丁目■■番地の■■■■ 外 1 名。ここは再生利用が困難な農地ということになります。この土地につきましては、10 月の総会の許可案件で 3 条申請として受けておりましたが、事前調査で営農が困難であるとして、申請を取り下げたという経緯があります。その後、申請者より農地として使えないのであれば、地目を変更できるよう申請を行いたいという相談があり、今回の議案として上程させていただいております。こちらの土地は市街化区域になり、過去に転用の届出は提出されていません。航空写真により過去の状態を確認したところ、平成 13 年時点では山林の状態になっていたが、23 年、26 年では畑の形態となっていた。その後、令和 2 年時点では山林となっており、20 年間、山林であったなら非農地証明を発行する事ができたが、途中で農地となっていた期間があるため、今回は農業委員会総会に判断をいただく事となった。27 年度以降は、農地パトロールの対象地からはずされている。所有者の意向も今後とも農業を行う予定はない。

議長 議第 3 号について地元委員の意見を求める。

11 番 現地を確認したが、とても農業ができる状況ではない。入り口も無く、人の家の庭先をとおって現場へ行った。その様な状況であるので、取り下げをしたという事になる。

議長 他に発言はないか。

議長 発言がないようなので、議第 3 号について採決を行う。

委員 （挙手多数）

議長 全員挙手によって、議第 3 号は承認することに決定する。

議長 次に議第 4 号「土地現況確認申請について」を上程する。議第 4 号について事務局より説明願う。

事務局 所在地は、■■■■町■■■丁目■■■■、登記簿地目は田、現況地目も田。面積 366 m²。申請人、■■■■丁目■■■■の■■■■ 外 1 名。この土地についても議第 3 号と同じく再生利用が困難な農地ということになり、10 月の総会の、事前調査で営農が困難であるとして、申請を取り下げたという経緯があります。この土地につきましては、市街化調整区域で、岐阜県の許可になりますので、多治見市の農業委員会としては提出された申請に基づいて審議をするという事になります。この案件につきましても過去に申請は無く、過去 20 年間の状況により判断するということになります。航空写真により過去の状態を確認したところ、平成 13 年以降、木々が生い茂り山林の状態のままでした。27 年度以降は、農地パトロールの対象地からはずされている。

議長 議第 4 号について地元委員の意見を求める。

11 番 この現場へは行ったが、山林となっているため、どこがどこか解らないような場所で、境界はまったくわからない状況。

議長 他に発言はないか。

議長 発言がないようなので、議第 4 号について採決を行う。

委員 （挙手多数）

議長 全員挙手によって、議第 4 号は承認することに決定する。

次に報第 1 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」を上程する。報第 1 号について事務局より説明願う。

事務局 2 件。申請番号 1 ■■■市■■■■丁目■■、■■■■し。土地は■■■■丁目■■■■、登記簿地目は田、現況は雑種地、115 m²。駐車場に転用。

議長 農業人口が減っている事もあるって、建売住宅用の土地など、すぐに売れていくようだ。発言がないので、報第3号を終了する。以上をもって、本日の議案を終了する。

議長 その他議案以外で何かあれば発言を願う。

(発言なし)

議長 発言が無いのでこれで終了する。事務局から連絡事項を願う。

事務局 新年会の通知

次回の総会開催日は、2月28日水曜日の午後2時から。場所は本庁舎4階会議室にて開催。また総会後に農業振興推進協議会を開催するので該当の委員は出席をお願いします。

以上。

(閉会 午後 5時 10分)

事 務 局

事務局長	前田	剛
書記	柳生	芳憲
書記	岡田	聡

令和 6 年 1 月 31 日

議事録署名

15 番

17 番

議長